

和水町農業委員のご紹介

農業委員の任期満了に伴う改選が行われ、公選委員17名、選任委員7名の計24名の新しい委員が決まりました。

今後、3年間（平成27年8月1日～平成30年7月31日）にわたり、農家の代表として地域農業のさまざまな課題に取り組み、農業振興に力を注いでいただく農業委員を担当地域ごとに紹介します。

会長 **蒲池 恭一** / 会長代理 **石原二千郎**

農業委員担当地域一覧表

委員名	担当地区	委員名	担当地区	委員名	担当地区
すぎむら 幸敏 杉村 幸敏 たかき 義則 高木 義則	白石	まつむら かつのり 松村 勝徳	古閑	さかもと ひろふみ 坂本 博文 かまち きょういち 蒲池 恭一	住吉
	北原		本村		西口
	鷲原		前野	野田	
	中野	とくなが しせい 徳永 志誠	焼米	ふるた ひろし 古田 博	上大田黒
	牧野		大屋		下大田黒
	江光寺		下津原東	きたはら ひろゆき 北原 博幸	上津田
	中路		下津原菰田		下津田
馬場	下津原中	上平野			
かい まさはる 甲斐 正晴 いしはら ふじろう 石原二千郎	皆行原	いしはら ゆき 石原 由紀	下津原西	いけだ こうじ 池田 浩二	下平野
	浦谷石		内田		上岩
	立大江	さかもと まさみつ 坂本 政光	長小田	中岩	
	藤田		下久井原	下岩	
	前原		上久井原	中林地	
	米渡尾	とがみ せいいち 戸上 誠一	江栗	東吉地	
	用木		竈門	下吉地	
萩原	ふかくさ よしひさ 深草 義久	上十町	中吉地		
日平		山十町	上吉地		
こもりだ よしひろ 小森田義弘 よしだ ひろし 吉田 広志	蜻浦	こうづまみ つこ 上妻美津子 うらべ さだひこ 浦部 貞彦	中十町	しょうやま しゅういち 庄山 秀一	和仁
	久米野		板楠東		中和仁
まつむら かつのり 松村 勝徳	岩尻	いけだ けいご 池田 圭吾	板楠西	上和仁	
	志口永		開拓		

季節性インフルエンザの予防接種費用を助成します

町では、次の人を対象にインフルエンザ予防接種の助成を行います。

【高齢者】

対象者は、接種当日に和水町に住所を有し、①または②のいずれかにあてはまる人です。

- ① 65歳以上の人
- ② 60歳以上65歳未満で内臓疾患の身体障害者手帳1級程度を有する人

接種回数	1回
助成期間	10月1日(木)～平成28年1月31日(日) ※接種ができる期間は、医療機関により異なります。必ずご予約ください。
助成額	4,200円/1人(上限) ※助成額上限を超えた分は、自己負担となります。上限を超えた分を医療機関にお支払いください。 なお、自己負担額は、医療機関によって異なります。
委託医療機関	和水町立病院、玉名郡市・鹿本医療機関など ※町ホームページに委託医療機関一覧を掲載しています。 ※委託医療機関以外で接種を希望される場合は、お問い合わせください。

【子ども】

対象者は、接種当日に生後6カ月以上18歳以下(高校3年生年齢相当)の人です。

接種回数	①生後6カ月以上13歳未満:2回 ②13歳以上:1回 ※予防接種を受ける時は、母子健康手帳、保険証を必ずご持参ください。※予診票は、医療機関に置いてあります。
助成期間	10月1日(木)～平成28年1月31日(日) ※13歳未満の人は、1回目を12月31日(木)までに接種し、2回目は平成28年1月31日(日)までに接種してください。
助成額	3,000円/1回(上限)
助成の受け方	① 町内3医療機関(和水町立病院、和水クリニック、森の里クリニック)では、助成額上限を超えた分をお支払いください。 ※接種を受ける際には、印鑑(認印可)をご持参ください。 ② ①以外の医療機関で接種を受ける場合は、全額接種費用を支払った後に本庁健康福祉課へ「償還払い請求」をしてください。 ※償還払い請求の時は、母子健康手帳、領収証、印鑑(認印可)、振込先口座のわかるものなどをご持参ください。 ※2回接種を受ける人は、2回目接種した後に申請手続きをしてください。

●償還払いの請求は、高齢者・子ども共に平成28年2月29日(月)までです。

●詳細につきましては、区長便を通じて各戸配布しておりますインフルエンザについての文書または町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 保健予防係 ☎0968・86・5724

第10回 和水町文化祭開催

とき 11月7日(土)～9日(月)

作品展示 7日(土) 午前9時～9日(月) 午後3時

ステージ発表 8日(日) 正午～

ところ 三加和公民館



玉名女子高校ダンス部の皆さん

玉名女子高校
ダンス部も出演

問い合わせ先 三加和公民館内 社会教育課 社会教育係 ☎0968・34・3047

獣害対策用電気柵の安全確保について

電気柵を設置する際は、感電防止のための適切な措置をとることが必要です。電気柵を設置する人、している人は、次の注意事項を確認徹底し、正しく電気柵を使用しましょう。

電気柵を設置する際の主な注意事項

●家庭用電源から直接接続させない
家庭用電源から直接電気柵に電気を供給させると、人や家畜を死傷させる事故につながるおそれがありますので、絶対に行わないでください。

●電気柵用電源装置を使用する
電気柵に電気を供給する場合は、感電により人に危険を及ぼさないよう、出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用してください。

●危険表示を行う

人が見やすいように、適切な位置や間隔、見やすい文字で危険であることを表示(看板などの設置)を行ってください。

●漏電遮断器を設置する

30ボルト以上の電源から電気を供給する場合は、漏電による危険を防止するため、漏電遮断器を設置してください。

●開閉器(スイッチ)を設置する

電気柵に電気を供給する回路には、電気柵の事故などが発生した時に、容易に電源から開放できるように、開閉器(スイッチ)を設置してください。※電源装置本体に付属されており、容易に操作できる場合は、外部に追加する必要はありません。

問い合わせ先
総合支所 農林振興課 林務係
☎0968・34・3111
(内線725)

